

◎ 平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

## 1. 免除を受けることができる期限と対象者

- 東京電力福島原発事故による警戒区域等（注）のすべての住民の方（※1） → **平成25年2月28日まで**
- 東日本大震災による被災区域（警戒区域等（注）以外）の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方（※1）（※2） → **平成24年9月30日まで**

（※1）震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

（※2）その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

（注）「警戒区域等」とは、

- ① 警戒区域
- ② 計画的避難区域
- ③ 旧緊急時避難準備区域
- ④ 特定避難勧奨地点（ホットスポット）

と指定された4つの区域等をいいます。

（警戒区域、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点（ホットスポット）に設定されていた区域を含みます。）

＜ 窓口負担が免除される方 ＞

- （1）災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
  - （2）以下のいずれかに該当する方
    - ① 住家の全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をした方
    - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
    - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
    - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
    - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
    - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域（警戒区域又は計画的避難区域に設定されていた区域を含む。）及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
    - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- （※これまでの⑦の対象となっていた方は、特定避難勧奨地点の解除後も、引き続き、対象となります。）

2. 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。（※3）

（※3）その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

※ ただし、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」又は「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

### 市町村名

広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までとなります。

- ・ 入院時の食費、居住費
- ・ 被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・ 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等